

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県知事

## 公表日

令和4年8月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に係る自立支援医療に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)費の支給に関する事務(支給認定、自立支援医療受給者証の交付) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①自立支援医療(精神通院医療)費の支給に関する事務 ②自立支援医療(精神通院医療)費の支給認定の変更に関する事務
③システムの名称	精神保健福祉台帳管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉法関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1号から第7号まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番108 第55条第6号、第7号 項番109 第55条の2第1号から第4号まで 項番110 第55条の3第1号、第2号、第3号、第4号 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号ニ、第3号ホ 項番11 第10条第1号ニ、第2号ロ、第3号ホ、第4号ニ 項番16 第12条第1号ニ、第2号ハ、第4号ニ、第6号ハ、第8号ニ 項番20 第14条第1号ニ、第2号ニ 項番26 第19条第1号チ 項番53 第27条第1号ロ、第2号ロ 項番56-2 第30条第1号ヲ、第2号、第3号ヲ 項番57 第31条第1号ヘ、第2号ホ、第5号ヘ、第6号ヘ 項番87 第44条第1号チ 項番108 第55条第1号ホ、第2号ハ、第5号ハ、第8号ハ、第9号ニ 項番116 第59条の2の2第1号ニ、第2号から第5号、第7号ニ、第8号から第12号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部障害福祉課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1331

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I 5②所属長	障害福祉課長 柳澤由夫	課長	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更による)
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	I 3法令上の根拠	二点目、「第60条第1号、第4号」	二点目、「第60条第1号から第7号まで」	事後	軽微な変更(番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号</p> <p>【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番108 第55条第6号、第7号 項番109 第55条の2第1号、第2 号、第3号、第4号 項番110 第55条の3第1号、第2号</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号ニ、第3号木 項番11 第10条第1号ニ、第2号 口、第3号木、第4号ハ 項番16 第12条第1号ハ、第2号 口、第4号ニ、第6号口、第8号ニ 項番20 第14条第1号ハ、第2号 ハ 項番26 第19条第1号子 項番53 第27条第1号口、第2号 口 項番56-2 第30条第12号 項番57 第31条第1号ヘ、第2号 木、第5号ヘ 項番87 第44条第1号子</p>	<p>番号法第19条第7号</p> <p>【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番108 第55条第5号、第6号 項番109 第55条の2第1号から第7 号まで 項番110 第55条の3第1号、第2号</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号ニ、第3号木 項番11 第10条第1号ニ、第2号 口、第3号木、第4号ハ 項番16 第12条第1号ハ、第2号 口、第4号ニ、第6号口、第8号ニ 項番20 第14条第1号ハ、第2号 ハ 項番26 第19条第1号子 項番53 第27条第1号口、第2号 口 項番56-2 第30条第12号 項番57 第31条第1号ヘ、第2号 木、第5号ヘ 項番87 第44条第1号子</p>	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号</p> <p>【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番108 第55条第5号、第6号 項番109 第55条の2第1号から第7号まで 項番110 第55条の3第1号、第2号</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号ニ、第3号ホ 項番11 第10条第1号ニ、第2号 口、第3号ホ、第4号ハ 項番16 第12条第1号ハ、第2号 口、第4号ニ、第6号口、第8号ニ 項番20 第14条第1号ハ、第2号 ハ 項番26 第19条第1号子 項番53 第27条第1号口、第2号 口 項番56-2 第30条第12号 項番57 第31条第1号ヘ、第2号 ホ、第5号ヘ 項番87 第44条第1号子</p>	<p>番号法第19条第8号</p> <p>【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番108 第55条第6号、第7号 項番109 第55条の2第1号から第4号まで 項番110 第55条の3第1号、第2号、第3号、第4号</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号ニ、第3号ホ 項番11 第10条第1号ニ、第2号 口、第3号ホ、第4号ニ 項番16 第12条第1号ニ、第2号 ハ、第4号ニ、第6号ハ、第8号ニ 項番20 第14条第1号ニ、第2号 ニ 項番26 第19条第1号子 項番53 第27条第1号口、第2号 口 項番56-2 第30条第12号 項番57 第31条第1号ヘ、第2号 ホ、第5号ヘ、第6号ヘ 項番87 第44条第1号子 項番106 第59条の2の2第1号ニ、 第2号から第5号、第6号ニ、第7号から第11号</p>	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和4年8月9日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月9日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月9日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 <b>【情報照会】</b> 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番108 第55条第6号、第7号 項番109 第55条の2第1号から第4号まで 項番110 第55条の3第1号、第2号、第3号、第4号 <b>【情報提供】</b> 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号二、第3号ホ 項番11 第10条第1号二、第2号口、第3号ホ、第4号二 項番16 第12条第1号二、第2号ハ、第4号二、第6号ハ、第8号二 項番20 第14条第1号二、第2号二 項番26 第19条第1号子 項番53 第27条第1号口、第2号口 項番56-2 第30条第12号 項番57 第31条第1号へ、第2号ホ、第5号へ、第6号へ 項番87 第44条第1号子 項番106 第59条の2の2第1号二、第2号から第5号、第6号二、第7号から第11号	番号法第19条第8号 <b>【情報照会】</b> 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番108 第55条第6号、第7号 項番109 第55条の2第1号から第4号まで 項番110 第55条の3第1号、第2号、第3号、第4号 <b>【情報提供】</b> 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号二、第3号ホ 項番11 第10条第1号二、第2号口、第3号ホ、第4号二 項番16 第12条第1号二、第2号ハ、第4号二、第6号ハ、第8号二 項番20 第14条第1号二、第2号二 項番26 第19条第1号子 項番53 第27条第1号口、第2号口 項番56-2 第30条第1号ヲ、第2号、第3号ヲ 項番57 第31条第1号へ、第2号ホ、第5号へ、第6号へ 項番87 第44条第1号子 項番108 第55条第1号ホ、第2号ハ、第5号ハ、第8号ハ、第9号二 項番116 第59条の2の2第1号二、第2号から第5号、第7号二、第8号から第12号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和4年8月9日	IV8監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	